

2

地方裁判所における民事訴訟事件 (第一審)の審理の状況



2.1 民事訴訟事件とは

2.1.1 民事訴訟として扱われる事件と手続の流れ

○ 民事訴訟について

訴訟は、国家機関である裁判所が主宰する強制力を伴う紛争解決手続であり、民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟等の区分があるが、そのうち民事訴訟は、私人間の権利関係に関する紛争の解決を目的とするものである。

民事訴訟では、争いのある私法上の権利又は法律関係の存否について、双方当事者が十分に主張立証を尽くす機会を保障するために様々な手続が設けられている。民事訴訟手続においては、裁判所の主宰の下に、当事者が主張及び証拠を提出して手続を重ねていくのであるから、裁判所による適切な進行管理はもとより、当事者の充実した準備、積極的な訴訟活動が、裁判の充実及び迅速な審理にとって極めて重要である。

なお、民事訴訟という概念は、広義では、行政庁による処分取消し等を求める訴訟などを始めとする行政訴訟を含むものとして使われることがある。

○ 民事・行政訴訟手続の流れ

【図1】は、広義の民事訴訟（第一審）手続の流れの一例を示したものである。これに基づき、民事訴訟の流れについて概説する。

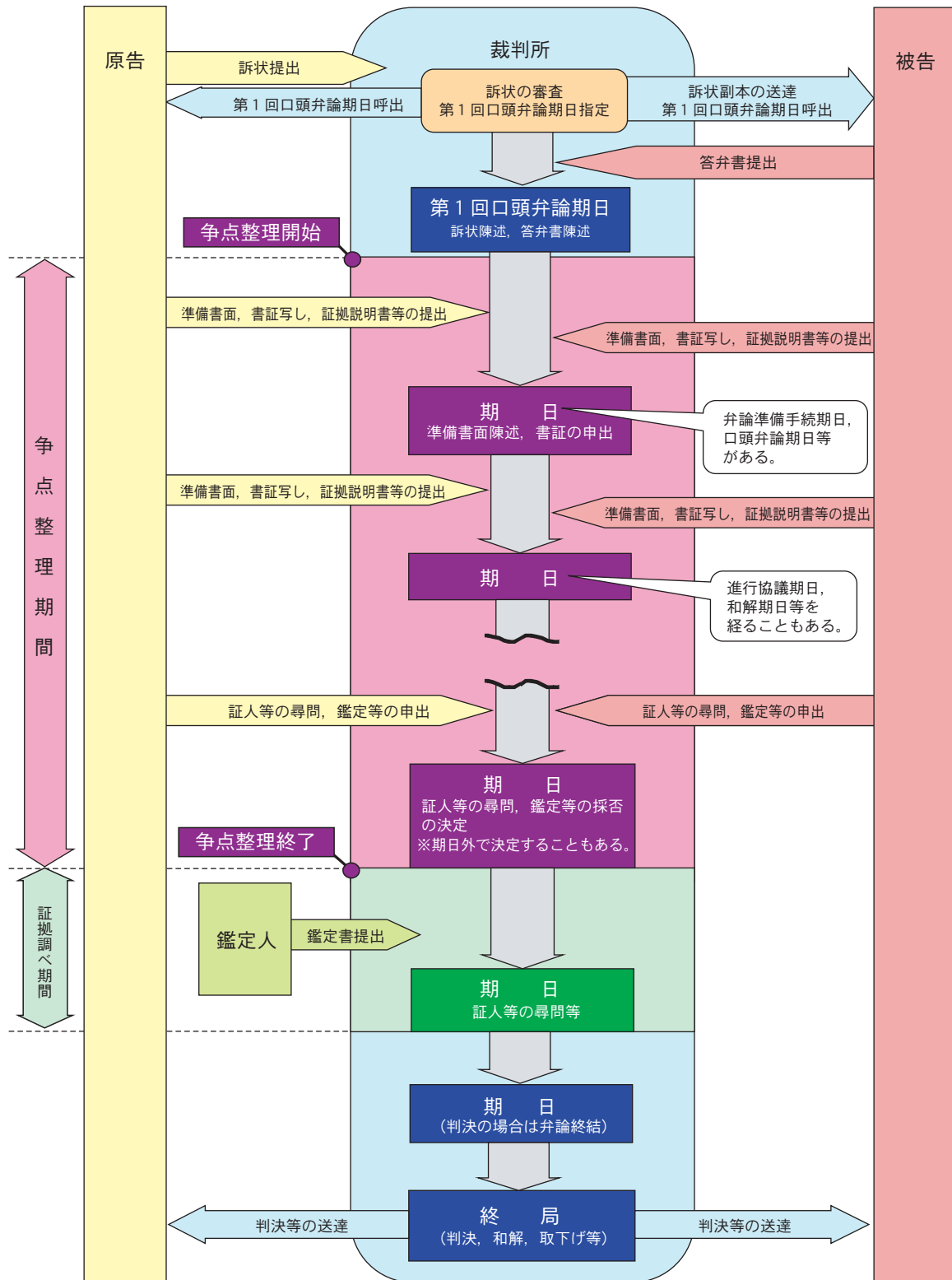
地方裁判所における民事訴訟（第一審）手続は、原告の請求内容等が記載された訴状が裁判所に提出されることにより開始される。裁判所は、訴状に必要な事項が記載されているかどうかを審査した後、第1回口頭弁論期日を指定し、被告に対し、期日の呼出状とともに、訴状の副本を送達する。

被告が答弁書を提出するなどして、原告の主張を争う態度を明らかにした場合には、当事者双方の言い分を整理し、真に争いのある事項を明らかにするため、当事者の主張や関係する書証等を照らし合わせながら、争点整理を行うこととなる。裁判所は、争点整理を行うために、準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続という「争点及び証拠の整理手続」（以下「争点整理手続」という。）のメニューの中から事案にふさわしい方法を選択する。争いのある事件では、争点整理のための期日が、複数回開かれることが多い。

争点整理が終了すると、整理された争点に的を絞った証拠調べが行われる。事案にもよるが、現在では、複数の証人等を同一の期日あるいは短い間隔で実施される複数の期日で集中的に取り調べる集中証拠調べが広く実施されている。証拠調べにおいては、必要に応じ、専門的な知見を補うために、鑑定が実施されることもある。

裁判所は、こうして証拠調べを終え、訴訟が裁判をするのに熟したと判断したときは、口頭弁論を終結し、判決を言い渡すことになる。もっとも、民事訴訟における審判の対象は、当事者の自由な処分によだねられるものであるから、当事者の意思に基づき、訴訟を終了させることもできる。そのような当事者の意思に基づく終了原因のうち、判決と並んで重要な紛争解決の手段となるのは、訴訟上の和解である。訴訟上の和解は、当事者が審判の対象である権利等に関して、お互いにその主張を譲歩して争いを解決し、訴訟を終了させる旨の合意であり、裁判所は、訴訟係属中いつでも和解を試みることができる。

【図1】民事訴訟（第一審）手続の流れの例



民事訴訟は、後に見るとおり、その件数が膨大な数に上り、また、その内容も千差万別であって、それぞれの事件にふさわしい訴訟運営がされている。平成10年1月から施行された現行民事訴訟法及び民事訴訟規則の下では、おおむね、争点整理手続を通じて早期に争点を確定し、その上で、確定された争点に的を絞った証人尋問等の証拠調べを集中的に行い、争点に対する判断を中心とした判決をするという、争点中心型の審理・裁判が行われている。

○ 民事・行政訴訟における審級制度

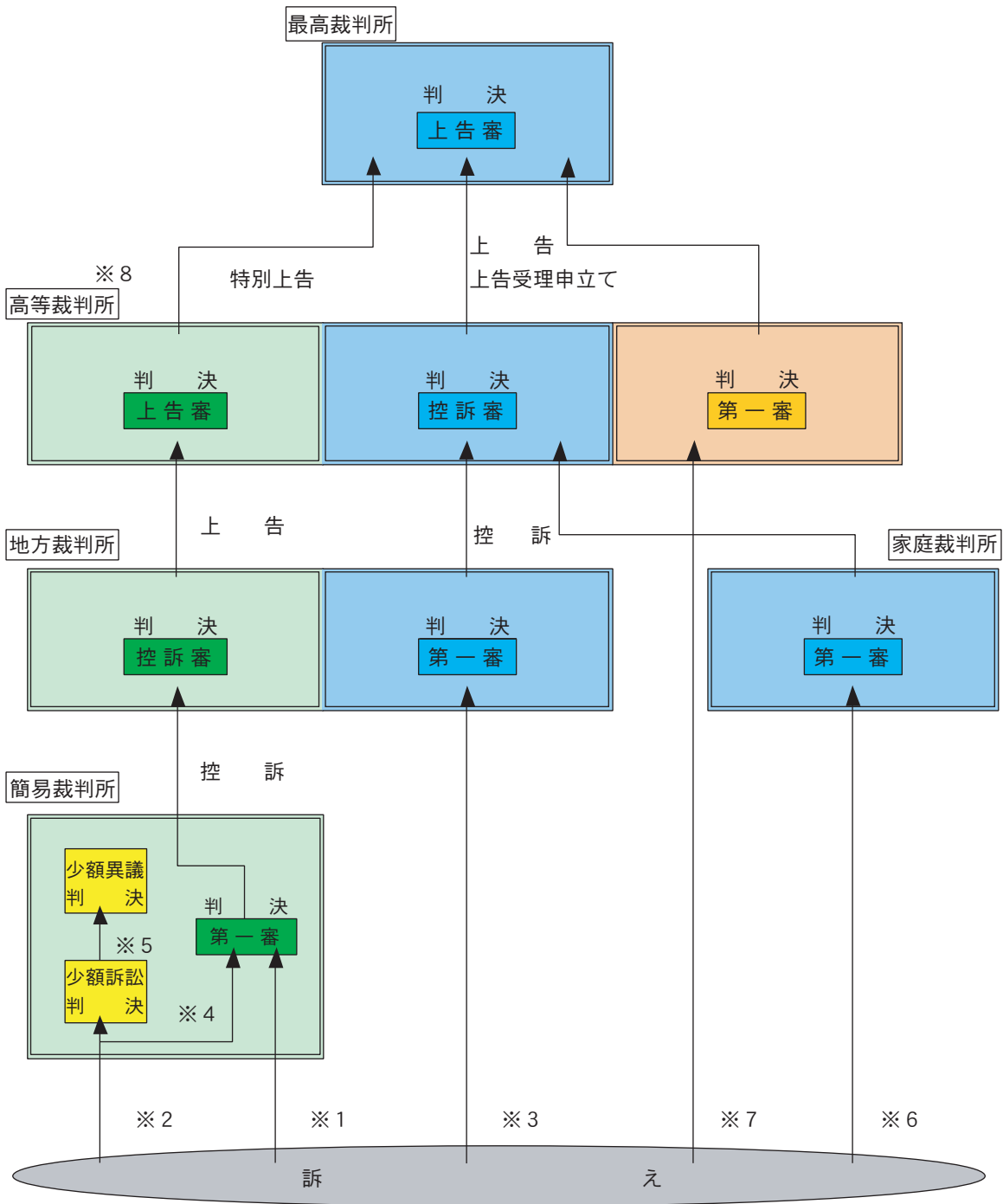
【図2】は、広義の民事訴訟における審級を示したものである。

我が国では、第一審の裁判所の判決に不服がある当事者は、第二審の裁判所に不服申立て（控訴）をすることができ、第二審の裁判所（控訴審）の判決に不服のある当事者は、更に第三審の裁判所（上告審）に不服申立て（上告）をすることができる。控訴と上告を併せて上訴という。

個々の裁判所は、それぞれ独立して裁判権を行使するが、下級審の裁判所の裁判に不服のある当事者から上訴があったときは、上級審の裁判所は、下級審の裁判所の裁判の当否を審査し、これを取り消したり、変更したりするなどの権限を有する。

本報告書は、地方裁判所における第一審訴訟を対象とするものであり、2においては、民事第一審訴訟を対象とする。なお、人事を目的とする訴えは、平成16年4月から、地方裁判所の管轄から家庭裁判所の管轄に移管されたが、当該時点で既に地方裁判所に係属していた人事を目的とする訴えについては、その後も、地方裁判所の終局事件として統計的に表示され、本報告書でも、民事第一審訴訟事件の中に含めて取り扱うことになる。

【図2】民事訴訟における審級



(注)

- ※1 訴額140万円以下の請求に係る民事事件（ただし、不動産に関する訴訟については、地方裁判所、簡易裁判所の競合管轄）
- ※2 訴額60万円以下の金銭支払請求で、少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述があるもの
- ※3 一般行政事件、訴額140万円超過の請求に係る民事事件（ただし、訴額140万円以下の請求に係る民事事件のうち、不動産に関する訴訟については、地方裁判所、簡易裁判所の競合管轄）
- ※4 裁判所による決定又は被告の申述により通常の手続に移行
- ※5 少額訴訟判決に異議が申し立てられると、通常の手続による審理及び裁判が進められる。
- ※6 人事訴訟事件
- ※7 特殊行政事件（選挙に関する行政事件等。さらに、東京高等裁判所は、公正取引委員会のような準司法的機関の審決等に関する訴訟について、専属的第一審裁判権を有する。）
- ※8 知的財産高等裁判所設置法第2条に定められる事件については、知的財産高等裁判所で扱われる。

2.1.2 統計データから見る民事訴訟手続像

平成16年4月1日から同年12月31日までの間に既済となった民事第一審訴訟事件（地方裁判所）の件数は、10万6553件である。

既済事件の平均審理期間は、8.2月である。全体の約60%の事件は、受理から6月以内に終局しており、終局までの期間が2年を超えた事件は、全体の6%にとどまる。対席判決で終局した事件に限った場合の平均審理期間は、12.5月である。

○ 民事第一審訴訟事件（地方裁判所）の概況

本報告書では、主として、検証作業のための統計データの収集を開始した平成16年4月1日から同年12月31日までの間（以下「本件調査期間」という。）において、全国の地方裁判所で既済となった民事第一審訴訟事件（以下、単に「民事第一審訴訟事件」という。）に関する統計データを基に、民事訴訟手続の状況について概観する。

まず、本件調査期間に既済となった事件数は、10万6553件（平成16年の年間既済件数は14万8706件）であり、審理に要した平均期間は、8.2月となっている（【表3】）。なお、本報告書において、「平均審理期間」という用語を用いる場合、特に断らない限り、それぞれの分類の事件のうち本件調査期間に既済となった事件についての平均審理期間を意味する。

【表3】民事第一審訴訟事件数及び平均審理期間

民事第一審訴訟事件数	106,553
平均審理期間(月)	8.2

民事訴訟の当事者、訴訟代理人等の状況を見ると、1人の原告が1人の被告を相手とする事件の割合が最も多く、全体の約70%を占めている。また、80%を超える事件について、当事者双方又は一方に訴訟代理人が選任されている。民事訴訟において審判の対象となる訴訟物の価額（訴額）について見ると、60%を超える事件は500万円以下である。なお、約95%の事件は、1人の裁判官が審理する、いわゆる単独事件である（【表4】）。

【表4】当事者数別、訴訟代理人別、訴額別、合議単独別の各事件数及び事件割合

当事者	原告1・被告1	73,790 69.3%	訴訟代理人	双方	42,765 40.1%	訴額	500万円まで	67,172 63.0%
	原告1・被告2-9	23,453 22.0%		原告側のみ	37,946 35.6%		1000万円まで	15,282 14.3%
	原告1・被告10-	484 0.5%		被告側のみ	4,815 4.5%		5000万円まで	17,253 16.2%
	原告2-9・被告1	5,766 5.4%		本人による	21,027 19.7%		1億円まで	3,253 3.1%
	原告2-9・被告2-9	2,768 2.6%		合議単独の別	合議		5,261 4.9%	5億円まで
	原告2-9・被告10-	52 0.0%	単独		101,292 95.1%		10億円まで	182 0.2%
	原告10・被告1	165 0.2%	50億円まで		153 0.1%			
	原告10・被告2-9	67 0.1%	50億円を超える		28 0.0%			
	原告10・被告10-	8 0.0%	算定不能・非財産	1,133 1.1%				

2 民事訴訟事件の審理の状況

次に、前述した民事訴訟の手続の流れに沿って、統計データから見た民事訴訟の状況を概観する。

まず、平均口頭弁論期日回数（準備的口頭弁論期日及び判決言渡期日を除く口頭弁論期日の平均回数をいう。）は2.4回である。なお、事件票上、個々の事件の期日間隔についての統計データは採っていない。そこで、本報告書においては、平均審理期間を、平均口頭弁論期日回数（2.4回）と平均争点整理期日回数（準備的口頭弁論期日及び弁論準備手続期日の合計の平均回数をいう。2.0回）の合計値（以下「平均全期日回数」という。）で除した数値をもって、便宜上、平均期日間隔と定義することとする。このような平均期日間隔は1.9月となる（【表5】）。もっとも、通常の手続では、裁判所と当事者とは、これよりも短い間隔で裁判所において手続を行っているというのが実務的な感覚であり、実情に沿うものと思われる。これは、上記の平均口頭弁論期日回数には、事件票上の記載項目となっていない和解期日や進行協議期日の回数が含まれていないことによるものであろう。

民事訴訟法は、前述のとおり、争点整理のためのメニューとして、準備的口頭弁論（民事訴訟法164条以下）、弁論準備手続（同法168条以下）及び書面による準備手続（同法175条以下）の3種類を用意しているが、これらの手続が実施される事件の割合（以下「争点整理実施率」という。）は、全体の37.4%となっている。また、争点整理手続のうち、準備的口頭弁論と弁論準備手続については、そのための期日を開くこととなるが、それらの期日の合計回数は、全事件で平均すると、前記のとおり、2.0回であり、争点整理手続を実施した事件に限った場合の平均争点整理期日回数は、5.5回である（【表6】）。

次に、証拠調べについて見ると、民事第一審訴訟事件において取り調べた平均人証数は、0.6人となっている。その内訳は、証人が0.2人、当事者本人が0.3人である（小数点第2位を四捨五入しているため、平均人証数とその内訳の合計値は一致していない。）。これらは、被告が答弁書等を提出せずに審理に欠席したため事実関係を争わないものとして扱われる、いわゆる欠席判決で終局した事件などをも含めた数値である。人証調べを実施した事件に限った場合の平均人証数は、2.7人であり、その内訳は、証人が1.1人、当事者本人が1.6人である（【表7】）。

【表7】 平均人証数

人証調べ	平均人証数	0.6
	うち平均証人数	0.2
	うち平均本人数	0.3

※ 端数処理の関係で各内訳の人数の合計は全体の人数と必ずしも一致しない。

また、人証以外の証拠調べの状況を見ると、学識経験のある第三者に対して専門的知識・経験則等に関する意見を求めるための証拠調べである鑑定が実施される事件の割合は、全体の1.1%であり、検証については0.2%である（【表8】）。

【表5】 平均口頭弁論期日回数及び平均期日間隔

平均口頭弁論期日回数	2.4
平均期日間隔(月)	1.9

【表6】 争点整理実施率及び平均争点整理期日回数

争点整理手続	実施率	39,822件 37.4%
	平均争点整理期日回数（全事件）	2.0
	平均争点整理期日回数（争点整理手続実施事件）	5.5

平均人証数（人証調べ実施事件）	2.7
うち平均証人数	1.1
うち平均本人数	1.6

【表8】 鑑定及び検証実施率

鑑定実施率	1,121件 1.1%
検証実施率	185件 0.2%

終局区分の割合を見ると、判決が47.4%、和解が35.5%、取下げが13.9%及びそれ以外が3.2%となっている（【表9】）。

○ 民事第一審訴訟事件の審理期間の状況
（審理期間の分布状況）

【表10】、【図11】は、民事第一審訴訟事件の平均審理期間と共に、審理期間別に、事件の分布状況を示したものである。

平均審理期間は8.2月である。また、全体の60.3%の事件は、受理から6月以内に終局しており、終局までの期間が2年を超えた事件は、全体の6.0%である。

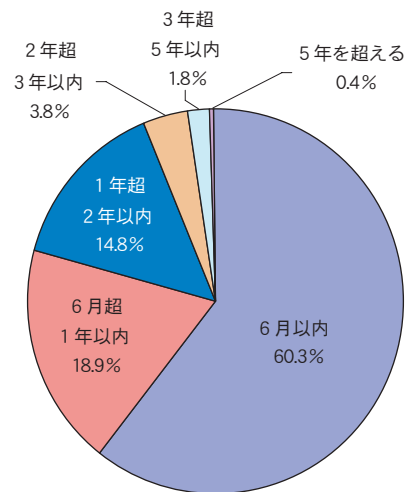
【表9】 終局区分別の事件数及び事件割合

終 局 区 分	判決	50,552 47.4%
	うち対席 (%は判決に対する割合)	31,373 62.1%
	和解	37,787 35.5%
	取下げ	14,783 13.9%
	それ以外	3,431 3.2%

【表10】 審理期間別の事件数及び事件割合

事件の種類		民事第一審訴訟事件
事件数		106,553
審理期間	平均審理期間(月)	8.2
審 理 期 間 別 事 件 数	6月以内	64,251 60.3%
	6月超1年以内	20,110 18.9%
	1年超2年以内	15,818 14.8%
	2年超3年以内	4,056 3.8%
	3年超5年以内	1,916 1.8%
	5年を超える	402 0.4%

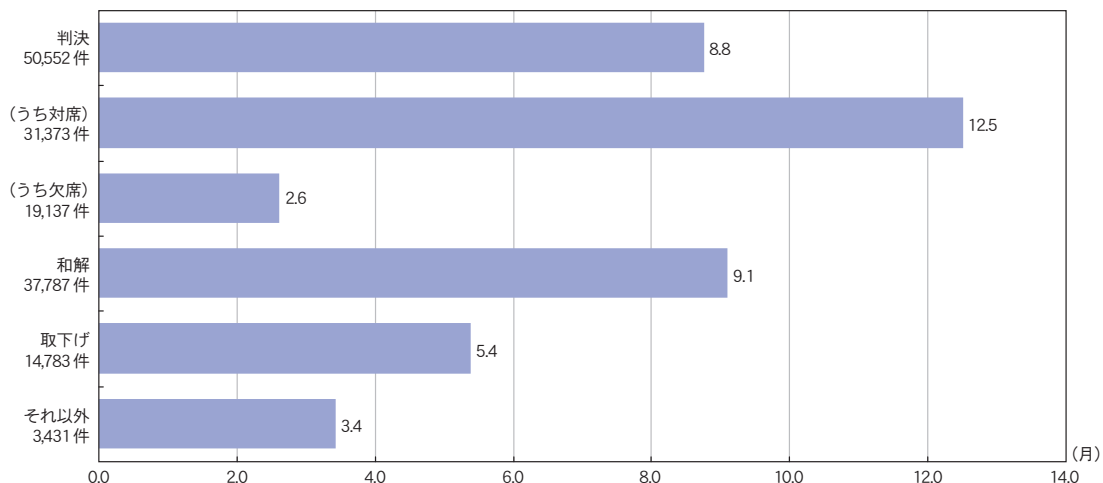
【図11】 審理期間別の事件割合



（終局区分別の審理期間の状況）

【図12】は、終局区分別の平均審理期間を示したものである。

【図12】 終局区分別の平均審理期間



2 民事訴訟事件の審理の状況

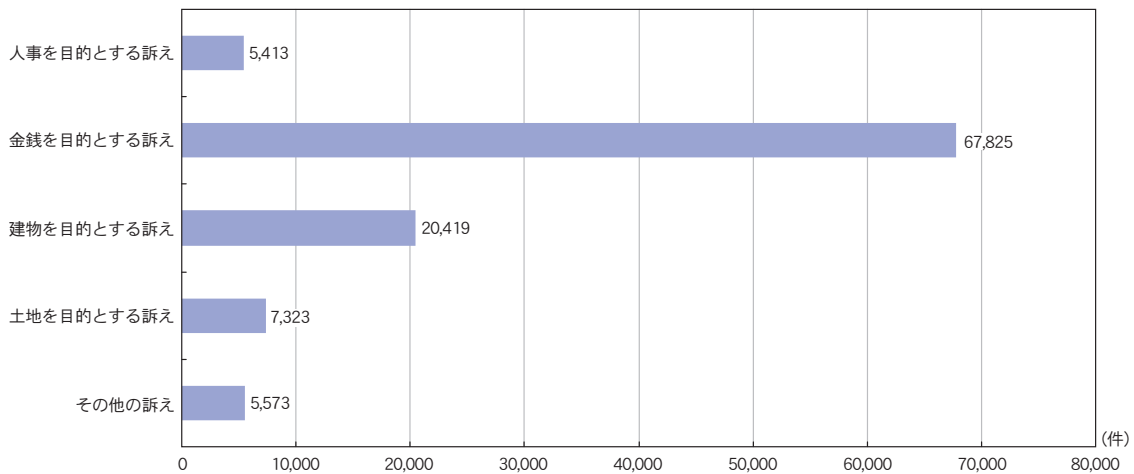
被告が答弁をした事件について判決（対席判決）で終局したものについては、12.5月と最も平均審理期間が長く、次いで和解で終局した事件が9.1月とこれに次ぐ状況にある。そして、いわゆる欠席判決で終局した事件は2.6月と最も平均審理期間が短い。

○ 事件種類別に見た民事訴訟の状況

【図13】は、民事第一審訴訟事件を請求の内容に着目して大きく5つのカテゴリーに分類し、それぞれの件数を示したものである^{*1}。

これによれば、金銭を目的とする訴えが圧倒的に多いことが分かる。

【図13】 事件種類別の事件数

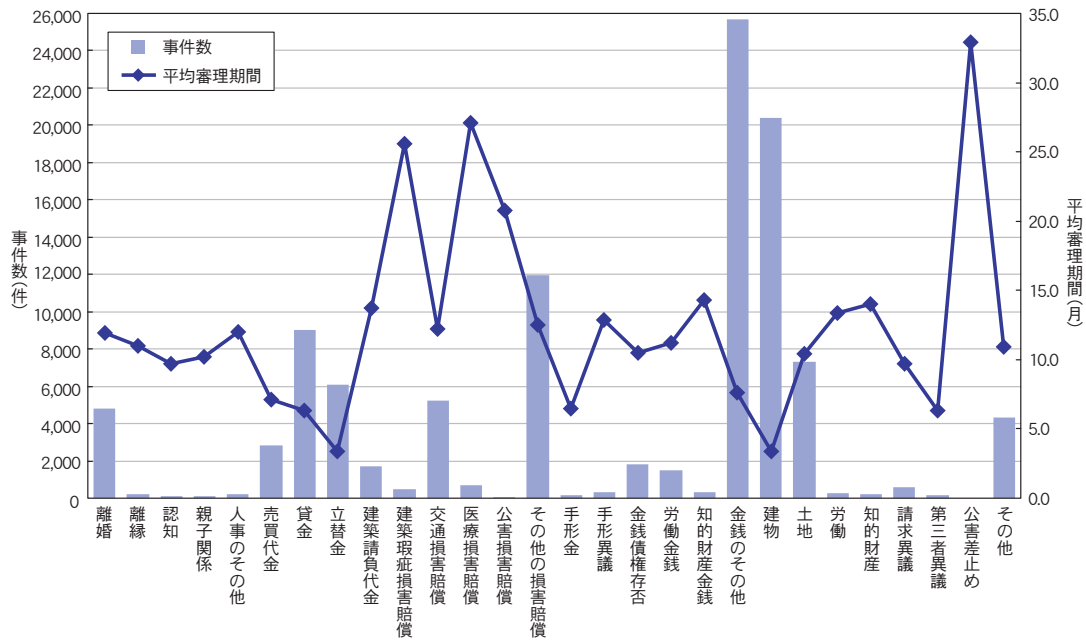


【図14】は、事件類型別の事件数と平均審理期間を示したものである。これによれば、事件数をみると、「金銭のその他」（金銭の支払を目的とする事件で、事件票上、個別に分類されて統計が取られているもの以外の事件であり、手付金、地代、家賃、敷金、不当利得金、保証債務などを請求する事件等がこれに含まれる。）を除くと、「建物」（建物の明渡し、引渡し、収去、建物に関する登記手続を請求する事件等）が最も多い。

平均審理期間を見ると、民事第一審訴訟事件の中では、事件数がさほど多いとはいえない「医療損害賠償」、「建築瑕疵損害賠償」及び「公害差止め」の各平均審理期間が長くなっているのに対し、「建物」や「貸金」、「立替金」、「金銭のその他」など事件数が比較的多い事件の各平均審理期間は、比較的短くなっていることが分かる。

*1 前述のとおり、人事を目的とする訴えは、平成16年4月から、地方裁判所の管轄から家庭裁判所の管轄に移管されたが、その時点で既に地方裁判所に係属していた人事を目的とする訴えについては、その後も地方裁判所で審理されるため、統計上も、地方裁判所の終局事件として表示される。

【図14】 事件類型別の事件数と平均審理期間



事件の種類	総数	人 事														金 銭										建物	土地	労働	知的財産	請求異議	第三者異議	公害差止め	その他
		離婚	離縁	認知	親子関係	人事のその他	売買代金	貸金	立替金	建築請負代金	建築瑕疵損害賠償	交通損害賠償	医療損害賠償	公害損害賠償	その他の損害賠償	手形金	手形異議	金銭債権存否	労働金銭	知的財産金銭	金銭のその他												
事件数	106,553	4,795	193	109	118	198	2,822	8,998	6,091	1,713	455	5,252	719	66	11,959	154	312	1,815	1,492	320	25,667	20,419	7,323	274	201	611	152	14	4,321				
平均審理期間(月)	8.2	11.9	11.0	9.7	10.2	12.0	7.1	6.3	3.4	13.7	25.6	12.2	27.1	20.8	12.5	6.5	12.9	10.5	11.2	14.3	7.6	3.4	10.4	13.4	14.0	9.7	6.3	32.9	10.9				

2.2 民事訴訟に共通する要素と審理期間との関係についての考察

2.2.1 審理期間の構造～審理期間と期日回数及び期日間隔との関係を中心に

審理期間は、直接的には、期日をどのくらいの間隔で（期日間隔）、何回行うか（期日回数）により定まるものである。

審理期間が3年以内の事件では、審理期間が長い事件ほど平均全期日回数が増えるが、平均期日間隔はほとんど変わらない。これに対し、審理期間が3年を超える事件（全体の約2%）では、審理期間が長い事件ほど平均全期日回数が増えると同時に平均期日間隔も長くなっている傾向が見られる。

本件調査期間における事件処理の状況で見ると、審理期間に影響を与えているのは、主として期日回数であると思われる。

○ はじめに

民事訴訟では、原則として、期日において必要な訴訟行為が行われ、このような期日が重ねられた結果、裁判や和解などにより事件は終局することになる。したがって、事件の受理から終局までの期間である民事訴訟の審理期間は、基本的には、期日がどの程度の間隔で何回行われたかにより決まる。そこで、民事訴訟の審理期間の状況等について検討する前提として、期日回数及び期日間隔の状況や相互関係について概観することとする。なお、ここにいう期日間隔は、前述のとおり、平均審理期間を平均全期日回数で除した計算上のものである。

○ 期日について

民事訴訟の期日には、口頭弁論期日、準備的口頭弁論期日、弁論準備手続期日、和解期日等がある。

口頭弁論期日とは、公開の法廷において、裁判官及び裁判所書記官が出席し、直接、当事者双方の口頭による弁論を聴く手続を行うための期日である。2.1.2で見たとおり、平均口頭弁論期日回数は、2.4回である。なお、専ら判決言渡しのために要した口頭弁論期日は、統計上、口頭弁論期日の回数にはカウントしていない。

準備的口頭弁論及び弁論準備手続は、書面による準備手続と共に、平成10年に施行された現行民事訴訟法により整備された争点整理手続である。【表15】によれば、実務上、争点整理手続として利用されているのは、ほとんどが弁論準備手続であることが分かる。争点整理手続のうち、準備的口頭弁論と弁論準備手続は、そのための期日を開いて行うが、それぞれの期日回数の合計の平均値である平均争点整理期日回数は、2.1.2で見たとおり、2.0回である（【表15】の件数は、同一の事件において複数の異なる争点整理手続を利用した場合には、それぞれを1件としてカウントしているため、件数の合計は、【表6】の件数より多くなっている。）。

なお、和解期日については、これを正確に把握することが実務上困難な面があることから、統計データとして採っていない。

【表15】争点整理手続における各手続の利用件数及び割合

争点整理手続	件数	割合	
	準備的口頭弁論	104	0.3%
	弁論準備手続	39,521	99.2%
	書面による準備手続	496	1.2%

※ 同一の事件において複数の異なる争点整理手続を利用している場合、それぞれを1件としてカウントしている。また、割合は争点整理手続を実施した事件数に対するものである。

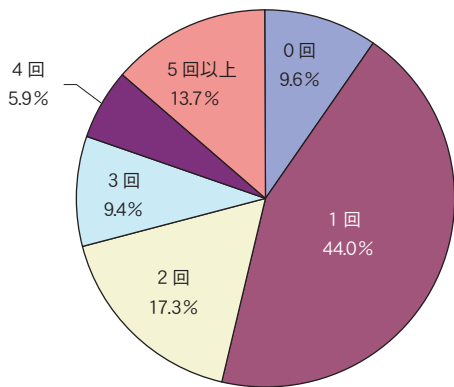
○ 期日の実施状況

【図16の1,2】は、口頭弁論期日回数及び争点整理期日回数の分布状況を示したものである。

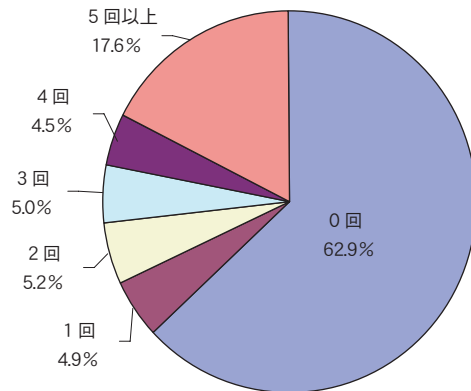
平均口頭弁論期日回数は、前述のとおり、2.4回であるが、分布を見ると、回数1回という事件が最も多い(44.0%)。回数1回の事件には、被告が事実関係を争わない、いわゆる欠席判決で終局した事件などが含まれる^{*2}。次いで多いのが、回数2回の事件である(17.3%)。

平均争点整理期日回数については、前述のとおり、2.0回であるが、分布を見ると、回数0回の事件が最も多い(62.9%)。もっとも、争点整理が比較的容易な事件や審理期間が長期化している事件等の中には、通常的口頭弁論期日で争点整理が行われているものも相当数あると推測されるので、争点整理期日回数0回の事件の中には、通常的口頭弁論期日において争点整理が行われているものが相当数含まれているものと考えられる。

【図16の1】口頭弁論期日回数の分布状況



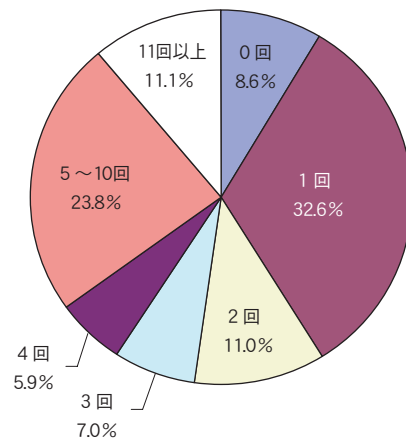
【図16の2】争点整理期日回数の分布状況



【図17】は、口頭弁論期日及び争点整理期日の合計数(全期日回数)の分布状況を示したものである。

これによれば、全期日回数1回の事件が32.6%と最も多いが、この中には、いわゆる欠席判決で終局した事件などが含まれている。なお、8.6%の事件では、口頭弁論期日も争点整理期日も実施されていないが、これに該当する事件としては、移送や回付^{*3}がされた事件、口頭弁論又は争点整理を行う前に訴えが取り下げられた事件、訴状が所定の要件を欠くために口頭弁論をすることなく訴状却下された事件、口頭弁論をすることなく判決で訴えが却下された事件などが考えられる。

【図17】全期日回数の分布状況



*2 統計データ上、判決言渡しをみの期日は口頭弁論期日として計上していない。したがって、被告が事実関係を争わずに第1回口頭弁論期日で弁論を終結した場合、その場で直ちに判決を言い渡しても、後日判決言渡しを行っても、事件票上の口頭弁論期日回数は1回である。

*3 移送とは、訴訟事件の係属する裁判所がその裁判によって、その事件の係属を他の裁判所に移すことをいい、回付とは、裁判所において、本庁と支部との間又は支部相互間で事件を移すことをいう。

○ 口頭弁論期日と争点整理期日との関係

【図18の1】は、口頭弁論期日回数別に、争点整理手続を実施した事件の割合を示したものであり、【図18の2】は、口頭弁論期日回数別に、争点整理期日回数の分布状況を示したものである。

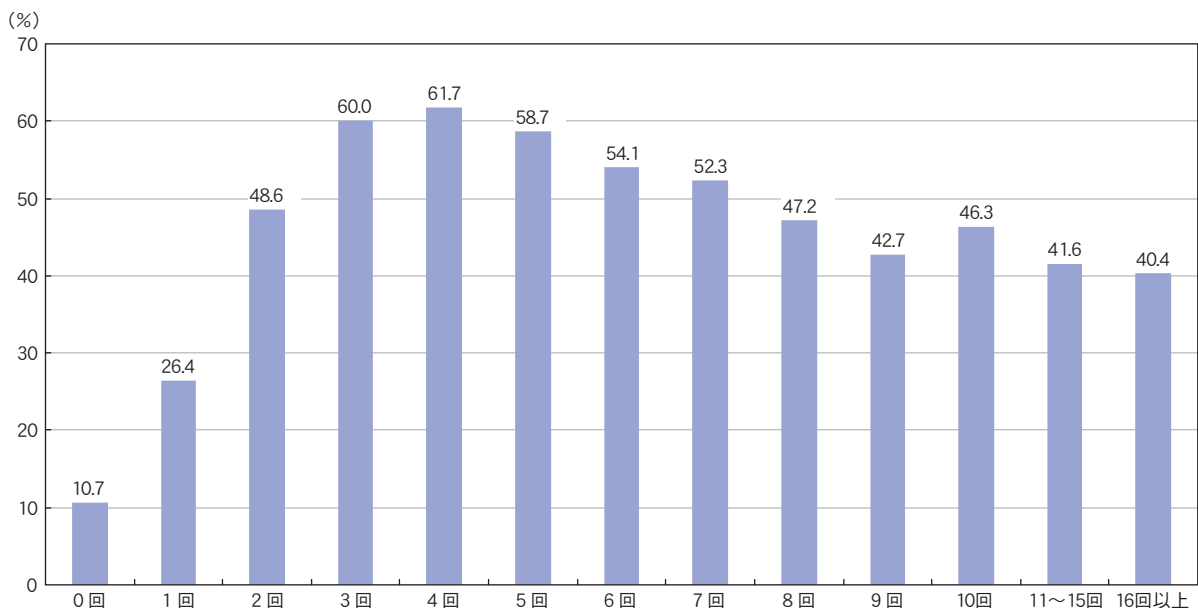
口頭弁論期日回数が0回の事件から4回までの事件については、口頭弁論期日回数の増加に従い、争点整理実施率及び争点整理期日回数の多い事件の比率が増加していく傾向が認められる。これに対し、口頭弁論期日が5回以上の事件では、争点整理実施率及び争点整理期日回数の多い事件の比率が減少している。

経験的には、口頭弁論を5回以上も行うような事件は、口頭弁論を4回以下しか行わない事件に比べると、事案が複雑であり、実質的な意味での争点整理を実施する必要性が高いのが通常であると思われるが、統計数値を見る限り、逆に口頭弁論期日回数の多い事件で争点整理実施率が低くなっており、その原因は必ずしも明らかではない。

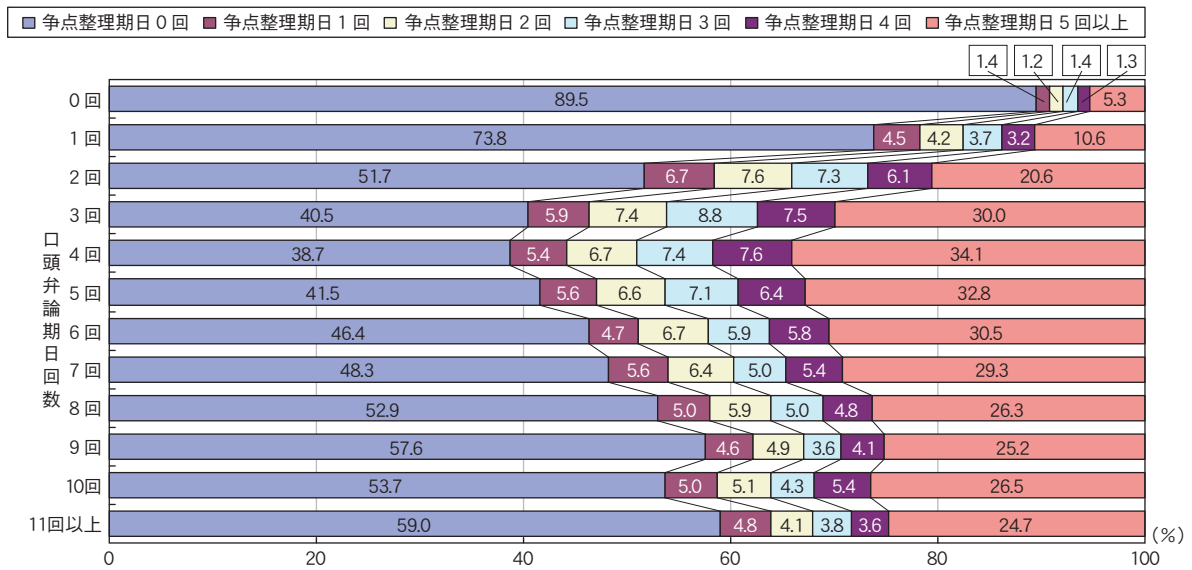
考えられる原因の一つは、この種の事件は、口頭弁論期日で争点整理を行っている可能性があることである。後述する（【図26】、【図29】参照）、人証数と平均審理期間及び平均全期日回数の関係の分析結果（人証数が増加するに従い口頭弁論期日回数も増加するが、その増加した口頭弁論期日は、人証調べのためだけでなく、それ以外の争点整理等の手続を実施するためにも費やされていると推認される。）を考慮すると、口頭弁論期日回数が5回以上の事件の中には、通常的口頭弁論期日において争点整理がされているものが相当数あり、これが上記統計数値に反映されているのではないかと推測される。【図19】、【図20の1,2】によれば、例えば「公害差止め」については、口頭弁論期日の回数が多いのに、争点整理手続実施率及びその回数は、「医療損害賠償」及び「建築瑕疵損害賠償」よりも相当低くなっている。「公害差止め」は、一般的に事案が複雑、困難であり、争点も多数に上ることから、充実した争点整理の必要性が高いタイプの事件であることは経験上明らかであることからすると、この種の事件では、当事者数が多いことなどから（【図32の1,2】参照）、準備室やラウンドテーブル法廷を利用する争点整理手続ではなく、法廷における通常的口頭弁論で争点整理が行われているのではないかとと思われる。

口頭弁論期日回数が5回以上の事件で争点整理実施率及び実施回数が減少していることの原因として考えられるもう一つの可能性は、争点整理手続を早期に、かつ、十分に実施しなかった事件については、争点整理に手間取り、結果的に、口頭弁論期日回数が増加したのではないかということである。すなわち、これらのデータは、明示的な争点整理手続を実施することの重要性を示唆するものとみることができよう。

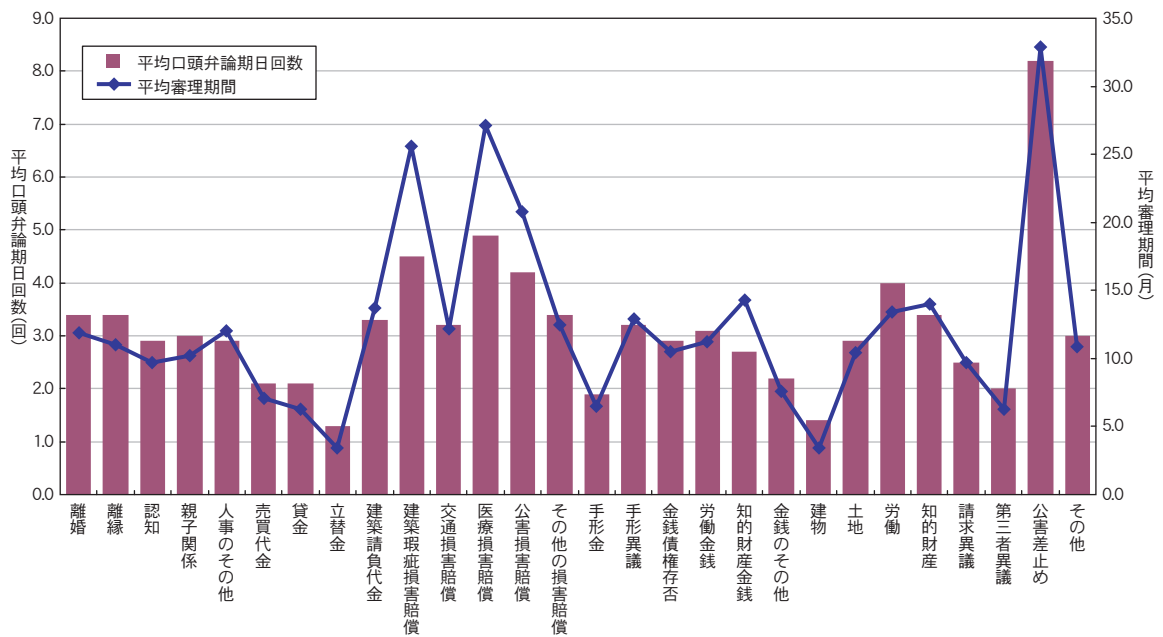
【図18の1】 口頭弁論期日回数別の争点整理実施率



【図18の2】 口頭弁論期日回数別の争点整理期日回数の分布状況



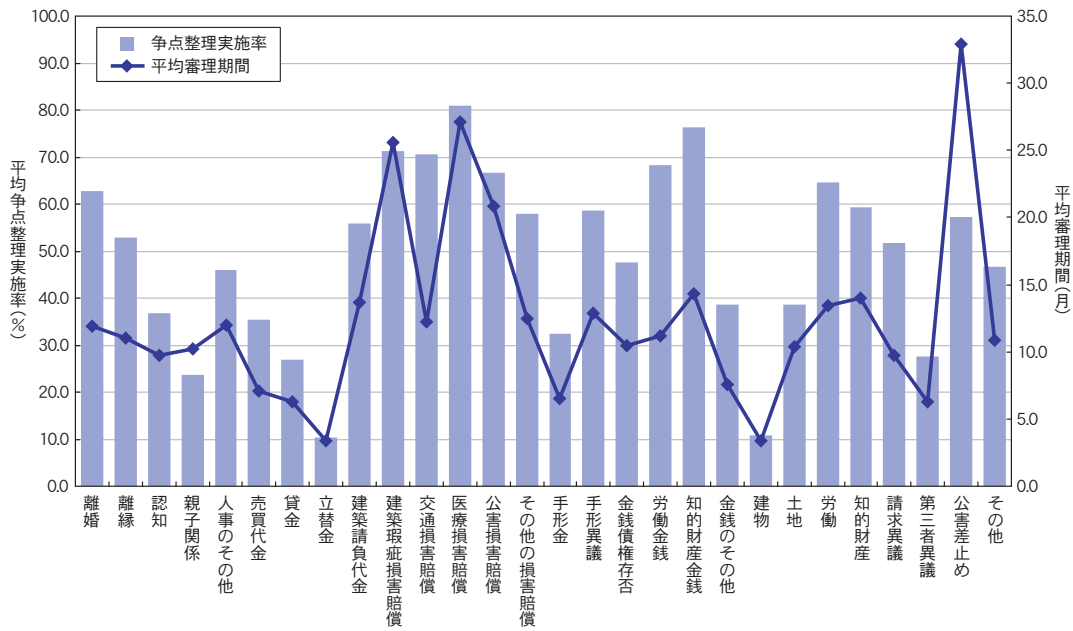
【図19】 事件類型別の平均口頭弁論期日回数と平均審理期間



事件の種類	総数	人 事										金 銭										建物	土地	労働	知的財産	請求異議	第三者異議	公害差止め	その他
		離婚	離縁	認知	親子関係	人事のその他	売買代金	貸金	立替金	建築請負代金	建築瑕疵損害賠償	交通損害賠償	医療損害賠償	公害損害賠償	その他の損害賠償	手形金	手形異議	金銭債権存否	労働金銭	知的財産金銭	金銭のその他								
事件数	106,553	4,795	193	109	118	198	2,822	8,998	6,091	1,713	455	5,252	719	66	11,959	154	312	1,815	1,492	320	25,657	20,419	7,323	274	201	611	152	14	4,321
平均審理期間(月)	8.2	11.9	11.0	9.7	10.2	12.0	7.1	6.3	3.4	13.7	25.6	12.2	27.1	20.8	12.5	6.5	12.9	10.5	11.2	14.3	7.6	3.4	10.4	13.4	14.0	9.7	6.3	32.9	10.9
平均口頭弁論期日回数	2.4	3.4	3.4	2.9	3.0	2.9	2.1	2.1	1.3	3.3	4.5	3.2	4.9	4.2	3.4	1.9	3.2	2.9	3.1	2.7	2.2	1.4	2.9	4.0	3.4	2.5	2.0	8.2	3.0

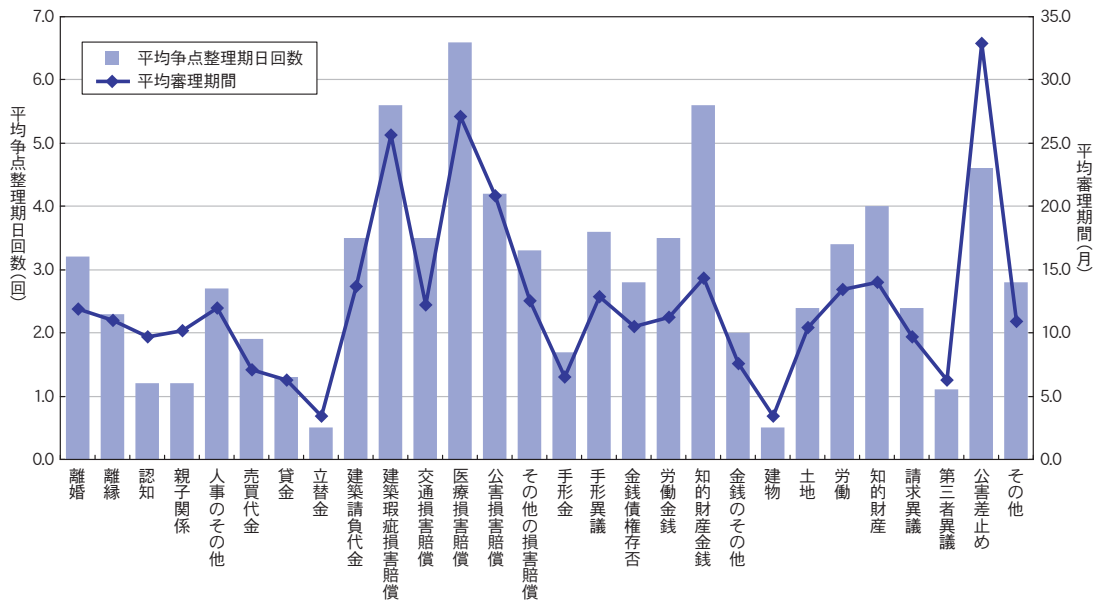
2 民事訴訟事件の審理の状況

【図20の1】 事件類型別の平均争点整理実施率と平均審理期間



事件の種類	総数	人 事										金 銭										建物	土地	労働	知的財産	請求異議	第三者異議	公害差止め	その他
		離婚	離縁	認知	親子関係	人事のその他	売買代金	貸金	立替金	建築請負代金	建築瑕疵損害賠償	交通損害賠償	医療損害賠償	公害損害賠償	その他の損害賠償	手形金	手形異議	金銭債権存否	労働金銭	知的財産金銭	金銭のその他								
事件数	106,553	4,795	193	109	118	198	2,822	8,998	6,091	1,713	455	5,252	719	66	11,959	154	312	1,815	1,492	320	25,657	20,419	7,323	274	201	611	152	14	4,321
平均審理期間(月)	8.2	11.9	11.0	9.7	10.2	12.0	7.1	6.3	3.4	13.7	25.6	12.2	27.1	20.8	12.5	6.5	12.9	10.5	11.2	14.3	7.6	3.4	10.4	13.4	14.0	9.7	6.3	32.9	10.9
平均争点整理実施率	39,822	3,005	102	40	28	91	1,002	2,413	624	955	324	3,702	582	44	6,919	50	183	863	1,017	244	9,932	2,199	2,828	177	119	316	42	8	2,013
	37.4%	62.7%	52.8%	36.7%	23.7%	46.0%	35.5%	26.8%	10.2%	55.8%	71.2%	70.5%	80.9%	66.7%	57.9%	32.5%	58.7%	47.5%	68.2%	76.3%	38.7%	10.8%	38.6%	64.6%	59.2%	51.7%	27.6%	57.1%	46.6%

【図20の2】 事件類型別の平均争点整理期日回数と平均審理期間



事件の種類	総数	人 事										金 銭										建物	土地	労働	知的財産	請求異議	第三者異議	公害差止め	その他
		離婚	離縁	認知	親子関係	人事のその他	売買代金	貸金	立替金	建築請負代金	建築瑕疵損害賠償	交通損害賠償	医療損害賠償	公害損害賠償	その他の損害賠償	手形金	手形異議	金銭債権存否	労働金銭	知的財産金銭	金銭のその他								
事件数	106,553	4,795	193	109	118	198	2,822	8,998	6,091	1,713	455	5,252	719	66	11,959	154	312	1,815	1,492	320	25,657	20,419	7,323	274	201	611	152	14	4,321
平均審理期間 (月)	8.2	11.9	11.0	9.7	10.2	12.0	7.1	6.3	3.4	13.7	25.6	12.2	27.1	20.8	12.5	6.5	12.9	10.5	11.2	14.3	7.6	3.4	10.4	13.4	14.0	9.7	6.3	32.9	10.9
平均争点整理期日回数	2.0	3.2	2.3	1.2	1.2	2.7	1.9	1.3	0.5	3.6	5.6	3.5	6.6	4.2	3.3	1.7	3.6	2.8	3.5	5.6	2.0	0.5	2.4	3.4	4.0	2.4	1.1	4.6	2.8

○ 審理期間と期日回数及び期日間隔との関係 (総説)

前述のとおり、民事訴訟の審理期間は、事件の受理から終局までの期間を意味し、直接的には、期日回数と期日間隔とにより定まるものであるから、ここで、審理期間と期日回数及び期日間隔との相互関係を概観する。

(審理期間と期日回数及び期日間隔の状況)

【図21】は、審理期間別の平均全期日回数と平均期日間隔を示したものである。

これによれば、審理期間が長くなると期日回数も多くなるという関係が認められる。

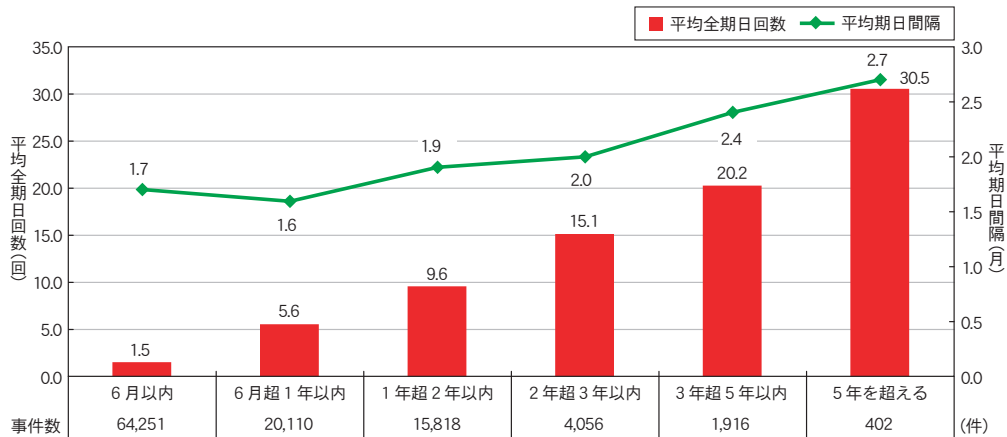
審理期間別の平均期日間隔を見ると(【図21】)、審理期間が1年を超えた事件の平均期日間隔は、審理期間が1年以内の事件の平均期日間隔と比べ、やや長くなり、審理期間が3年を超えると、更に平均期日間隔が長くなる傾向にある。【図21】において、平均期日間隔が顕著に長くなっている事件は、審理期間が3年を超え5年以内の事件(2.4月)及び5年を超える事件(2.7月)である。審理期間と平均全期日回数及び平均期日間隔の関係について見ると、審理期間が3年以内の事件にあっては、審理期間が長い事件ほど平均全期日回数が多くなっているが、平均期日間隔は、それほど変わらない。これに対し、審理期間が3年を超える事件では、審理期間が長い事件ほど平均全期日回数が多くなっていると同時に、平均期日間隔も長くなっ



2 民事訴訟事件の審理の状況

ている。審理期間が3年を超える事件で平均期日間隔が長くなるのは、ある一定の期間、鑑定等のために期日が実施されなかったことなどの要因が考えられるが、この点を直接明らかにする統計データはない。ただし、【図22】のとおり、審理期間が3年を超える事件では、「医療損害賠償」、「建築瑕疵損害賠償」が相当数含まれており（13.1%）、後述するとおり（【図90の1】、【図115の1】参照）、この種の事件では、鑑定実施率が高く、鑑定実施中には期日が開かれなことが多いため、また、「建築瑕疵損害賠償」や「建築請負代金」で建物の不具合（瑕疵）が主張される場合、調停実施率が高く（【図118の1】参照）、調停期日は、統計上期日としてカウントされていないこと等の特徴があり、これらの点が審理期間が3年を超える事件の平均期日間隔の長期化に影響している可能性があるのではないかとと思われる。

【図21】 審理期間別の平均全期日回数及び平均期日間隔



【図22】 審理期間が3年を超える事件のうち医療損害賠償及び建築瑕疵損害賠償の割合

